

第48回
石巻市都市計画審議会

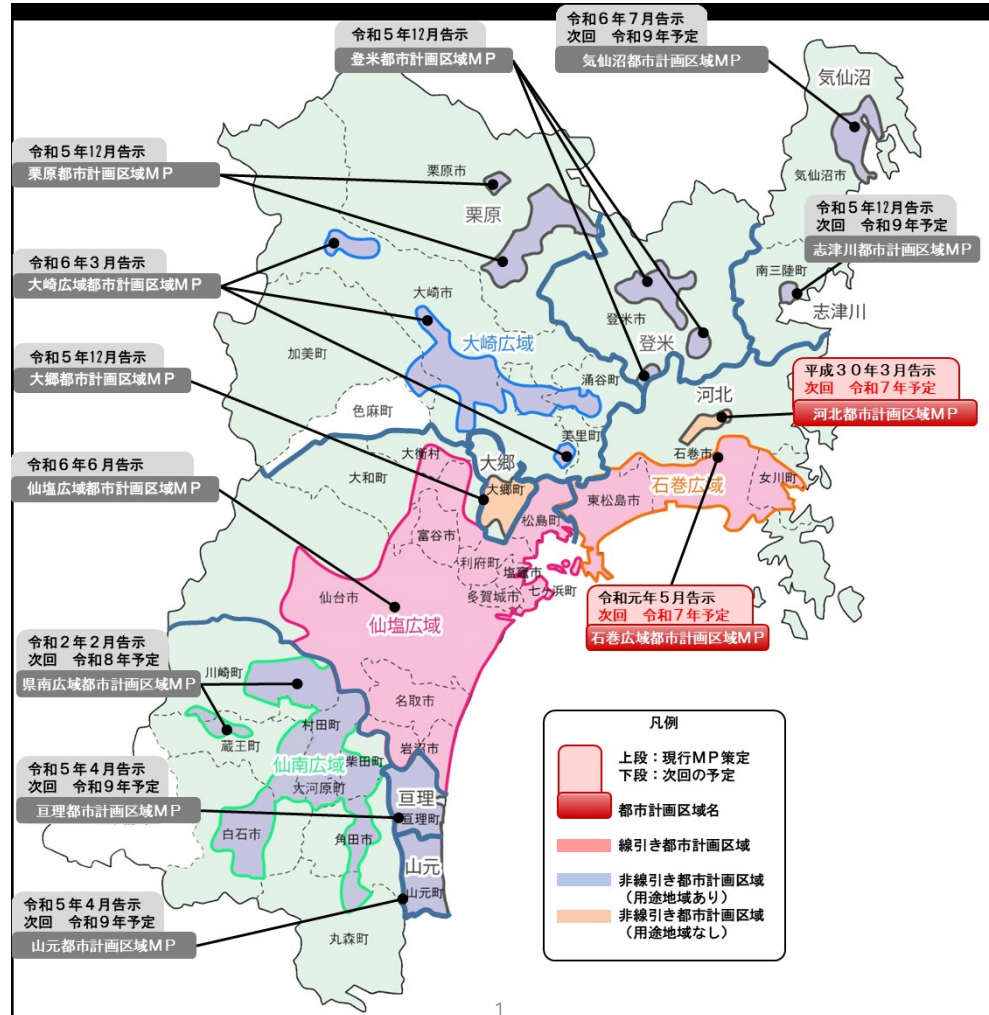
参 考 資 料

【石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】の変更及び
【河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】の変更について

石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定状況

宮城県が5年に一度実施している「都市計画に関する基礎調査」により、人口動向や産業規模などの調査結果を反映している。



②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは

■都市計画区域図

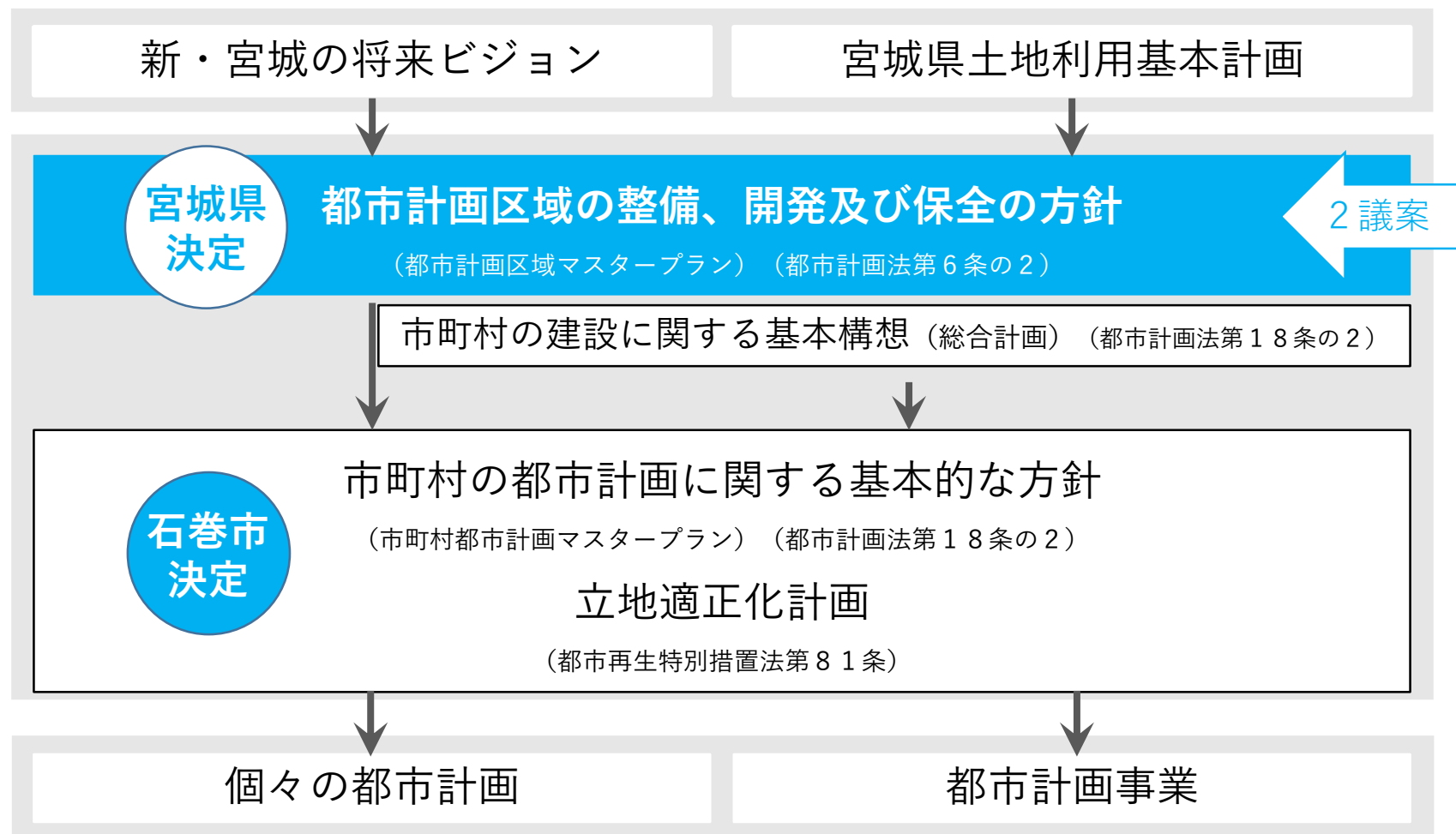


平成12年5月に都市計画法が改正され、すべての都市計画区域において「整備、開発及び保全の方針」(通称：都市計画区域マスタープラン)を都道府県が策定することになりました。

この都市計画区域マスタープランは、都市計画の目標をはじめ、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を明示したものであり、今後の都市計画を定める際の基本的な指針となるものです。

○都市計画区域とは
健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために都市計画法や関連する法令の適用がなされる区域です。都市計画区域は行政区画にとらわれるものではなく、実質的に一体の都市として総合的に整備、開発または保全する区域について、知事が指定します。
現在、宮城県には12の都市計画区域(14市18町1村)があり、都市計画区域の県全体に占める割合は、面積で約29%、人口で約90%となっています。

③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の位置付け



④都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の構成

1 都市計画の目標

- ・人口の現況及び将来の見通し
- ・産業規模の現況及び将来の見通し

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- ・区域区分の要否の判断
- ・区域区分を定める場合の方針

3 主要な都市計画の決定の方針

- ・土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針
- ・防災に関する都市計画の決定の方針

⑤都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 手続き

